



発行
東京都

目次

19

公 告

○令和七年財政援助団体等監査の結果に関する報告
の公表……………（東京都監査委員）… 一

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、令和7年財政援助団体等監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和8年3月24日

東京都監査委員	保	坂	まさひろ
東京都監査委員	中	村	ひろし
東京都監査委員	茂	垣	之雄
東京都監査委員	後	藤	靖子
東京都監査委員	小	粥	純子

第1 監査の概要

1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第5項及び第7項の規定により、都が補助金の交付等を行っている団体に対し、その事業が補助等の目的に沿って適切に行われているか等について、東京都監査委員監査基準（令和2年東京都監査委員告示第2号。以下「監査基準」という。）に準拠して監査を実施した。

監査の対象となる団体は、

- ① 補助金等交付団体（補助金、交付金、負担金、貸付金等の財政的援助を行っている団体）
- ② 出資団体（都が資本金、基本金等の4分の1以上を出資している団体（注））
- ③ 公の施設の指定管理者などである。

（注）都の出資と都が2分の1以上出資している団体からの出資を合わせた出資比率が4分の1以上となる団体を含む。

2 監査の対象

今回、監査を実施した団体は、表1のとおり、125団体である。

補助金等交付団体については、補助金等交付額が多い団体種別として、学校法人及び社会福祉法人の中から一定数を選定するとともに、それ以外の団体種別からは、補助金等交付額や監査実施間隔等に着目して団体を選定した。

出資団体及び公の施設の指定管理者については、東京都政策連携団体など都における団体区分や監査実施間隔等に着目して団体を選定した。

【表1 監査実施団体及び局の一覧(計125団体、12局)】

区分・団体	所管局
補助金等交付団体(117団体)	
学校法人60団体	生活文化局、保健医療局、産業労働局
社会福祉法人等36団体	福祉局、保健医療局
東京都保育士等キャリアアップ研修支援事業費補助5団体	福祉局
医療法人など10団体	福祉局、保健医療局
一般社団法人東京国際金融機構	産業労働局
東日本旅客鉄道株式会社	都市整備局、福祉局、保健医療局、教育庁
東京地下鉄株式会社	都市整備局
南山東部土地区画整理組合	都市整備局
日本私立学校振興・共済事業団	生活文化局、福祉局、保健医療局
三宅島漁業協同組合	産業労働局
出資団体(7団体)	
公益財団法人東京都人権啓発センター	総務局
公益財団法人東京税務協会	主税局
東京トラフィック開発株式会社	交通局
公益財団法人東京都生活衛生営業指導センター	保健医療局
水道マツペンダンステム株式会社	水道局
多摩都市モノレール株式会社	都市整備局
株式会社ゆりかもめ	港湾局
公の施設の指定管理者(2団体)	
公益財団法人東京動物園協会	建設局
公益財団法人東京都人権啓発センター(再掲)	総務局

3 監査の期間

令和7年9月8日から令和8年1月29日まで
ただし、尚しよの団体(社会福祉法人三宅島あじさいの会、三宅島漁業協同組合)については、
令和7年4月に実施した。

4 監査対象範囲

原則として、令和5年度及び令和6年度の事業を対象に実施した。

5 監査の着眼点

監査の主な着眼点は、表2のとおりである。

【表2 主な着眼点】

区分	団体	所管局
補助金等 交付団体	<input type="checkbox"/> 対象事業は、補助等の目的に沿って適正かつ効果的に行われているか。 <input type="checkbox"/> 補助金等に係る会計経理等は、適正に行われているか。	<input type="checkbox"/> 補助事業に関する指導監督は、適切に行われているか。 <input type="checkbox"/> 団体に対する補助金等交付は、適切に行われているか。
出資団体	<input type="checkbox"/> 団体の事業は、出資又は出えんの目的・計画に沿って適切に運営されているか。 <input type="checkbox"/> 団体の会計経理等は、適正に行われているか。 <input type="checkbox"/> 費用対効果を踏まえた経営がなされているか。	<input type="checkbox"/> 団体に対する指導監督は、適切に行われているか。 <input type="checkbox"/> 団体に対する補助金等交付・業務委託・財源貸付等は、適切に行われているか。
公の施設の指定管理者	<input type="checkbox"/> 公の施設の管理運営は、管理を行わせる趣旨に沿って、適切に行われているか。 <input type="checkbox"/> 管理業務に係る会計経理等は、適正に行われているか。	<input type="checkbox"/> 指定管理業務に対する指導監督は、適切に行われているか。

6 監査の方法

監査に当たっては、監査基準に基づき、団体及び局から事前に提出を受けた各種書類を確認するとともに、実地監査による関係書類の閲覧や現場確認、団体及び局から説明の聴取を行うなどの方法により実施した。

団体区分ごとの確認項目及び主な確認書類は、表3のとおりである。

【表3 団体区分ごとの確認項目等】

区分	確認項目	主な確認書類
補助金等 交付団体	<ul style="list-style-type: none"> 補助対象事業の実施状況 補助金等で購入した財産・物品等の管理状況 補助金等に係る会計整理・金額算定の状況 (所管局) <ul style="list-style-type: none"> 団体に対する指導監督状況 要綱等に基づいた補助金等交付手続 社会情勢に応じた補助金算定方法の見直し状況 	<ul style="list-style-type: none"> 補助要綱 補助金交付関係書類 事業計画書 実績報告書 経理関係帳票類 固定資産・財産等台帳
出資団体	<ul style="list-style-type: none"> 団体の財務状況・事業実績 事業の実施状況 (収益向上、費用削減、費用対効果) 経営課題・リスク要因の把握に基づく事業の見直し状況 団体の契約・会計整理・財産管理等の状況 都から団体への業務委託について、委託理由及び必要性(再委託している場合、契約の競争性確保や再委託理由等) (所管局) <ul style="list-style-type: none"> 団体に対する指導監督状況 都から団体への補助金等交付・業務委託・財産貸付状況 株主総会等への出席状況、株主等としての権利行使状況 	<ul style="list-style-type: none"> 定款 中長期計画 事業計画書 実績報告書 財務諸表 経理関係帳票類 固定資産・財産等台帳 補助金交付関係書類 各種契約書
公の施設の 指定管理者	<ul style="list-style-type: none"> 施設管理業務の運営状況 施設の利用状況、サービスの提供・改善状況 指定管理業務に係る契約・会計整理・収入事務 指定管理業務の一部を第三者に委託している場合、契約の競争性確保や委託理由等 (所管局) <ul style="list-style-type: none"> 指定管理業務に関する団体への指導監督状況 指定管理料等の支出手続 指定管理者の経営努力促進のための状況確認 	<ul style="list-style-type: none"> 協定書 事業計画書 実績報告書 経理関係帳票類 固定資産・財産等台帳 各種契約書 指定管理業務に関する各種書類

7 技術面からの監査

本監査では、表4のとおり、技術面からの監査も併せて実施した。

【表4 技術面からの監査の実施状況】

団体名	監査の内容
東日本旅客鉄道株式会社 多摩都市モノレール株式会社 株式会社ゆりかもめ	計画、設計、積算、施工等の各段階において、技術面から工事が適切かつ安全に行われているかという合规性の観点を中心として、経済性、効率性及び有効性の観点にも留意して監査を実施した。

8 コンプライアンスや内部統制についての監査

本監査では、表5のとおり、東京都政策連携団体におけるコンプライアンスや内部統制の状況についての監査も併せて実施した。

【表5 コンプライアンスや内部統制についての監査の実施状況】

団体名	監査の内容
公益財団法人東京都人権啓発センター	各団体における規程類の整備状況を確認するとともに、主に下記の方法により内部統制の基本的要素について確認した。 ○ コンプライアンス意識の醸成・浸透の状況を確認するため、団体のコンプライアンス基本方針、コンプライアンス研修の取組状況、コンプライアンス委員会の開催状況等について、ヒアリング及び資料の閲覧を行った。
公益財団法人東京視覚協会	○ ガバナンス体制の適切性を確認するため経営理念や経営目標等の開示、代表者の誠実性や倫理観の表明、内部通報の整備運用状況、会計監査人との連携が図られているか等について、ヒアリング及び資料の閲覧を行った。
多摩都市モノレール株式会社	

第2 監査の結果

1 監査結果の概要

監査の結果、是正・改善すべき事項（指摘事項等）が認められた28団体及び5局に対し、19件の指摘、3件の意見・要望を行った。

収入や支出に直結しない事務手続に関するものを除いた、指摘対象の契約や補助金などの金額を集計した指摘金額は1,140百万円である。

このうち、補助金の過大交付額は13百万円であった。

また、補助金の概算私における精算手続や補助事業における一部委託のあり方などについて指摘等を行い、事務手続の見直しや、制度運用の改善について検討を求めた。

2 主な指摘事項等

監査の結果、是正・改善すべき事項の中から、①経費の削減や収入の確保につながったもの、②都民サービスの改善に直結するもの、③都民の安全・安心の確保に資するもの、④事務執行上の課題が大きいものなど、都民に監査を知っていただく上で参考となる事例を選定している。

過去に補助金で購入した財産の減価償却費を補助対象経費に含めたため、補助金が過大に交付されており、改善を求めた。【①関連】

医療機関を運営する学校法人、保健医療局 p.57

保健医療局は、救命救急センターの施設整備や運営に係る経費を支援するため、東京都救命救急センター施設整備等補助金を交付している。この補助金のうち、運営に係る経費について、他の補助金の交付を受ける場合は、重複することがないよう求めている。

しかし、学校法人が運営する病院に係る令和6年度補助対象の運営経費には、令和4年度の施設整備等補助金で取得したICUベッドの減価償却費を計上したため、補助金が15万5,000円過大に交付されている。

このため、法人には、過大に交付された補助金の返還を求め、局には、審査を適切に行うとともに、過大に交付した補助金を返還させるよう求めた。

来園者の暑熱対策のためのミスト設備整備工事のしゅん工が猛暑の始まりに間に合っていないかったため、改善を求めた。【②、③関連】

公益財団法人東京動物園協会 p.201

公益財団法人東京動物園協会は、恩賜上野動物園内において、来園者の暑熱対策のため、屋外休憩所にミスト設備を整備しているが、契約日が7月4日、工事着手が7月21日、しゅん工が7月31日となっている。

近年の猛暑を踏まえると、暑熱対策は、6月後半、遅くとも7月初めには利用できるように整備することが効果的である。

このため、協会に対し、暑熱対策工事が十分に効果を上げるよう整備時期を計画するよう求めた。

研修実施機関である非営利団体が、研修に必要な業務の大半を特定の株式会社に行わせ、補助金の9割以上を受領させる状況となっていたため、局に必要な対応を行うよう要望した。【④関連】

福祉局 p.44（意見・要望事項）

福祉局は、保育士等キャリアアップ研修事業について、研修実施機関を区市町村、指定養成施設、非営利団体と定めており、また補助対象経費について、国の補助金と合わせて10分の10を補助している。

本補助事業の実施状況を確認したところ、ある研修実施機関に指定された非営利団体は、講師報酬等以外の業務のほぼ全てを特定の株式会社へ委託し、研修会場についても同社から借り上げしており、補助金の9割以上を同一の株式会社へ支払っている事例が認められた。

局は、研修の一部を外部に委託することを認めているが、詳細を明示していないため、非営利団体を通じて、補助金の交付対象とはなり得ない株式会社へ補助金の大半を受領させてしまっている。

このため、局に対し、制度の趣旨に即した実効的な制度構築を行うとともに、実績報告等により事業運営状況を随時適切に把握し、必要な対応を行うよう要望した。

補助金の返還が発生すると判明していたにもかかわらず、返還額を0円とした精算報告書を局が医療機関に提出させていたため、改善を求めた。【④関連】

福祉局 p. 96

福祉局は、都内の病院等に従事する職員のための院内保育施設運営事業者に対し、院内保育事業運営費補助金を交付している。これは、交付申請に基づいて補助金を概算払し、年度末に精算報告書で精算した上で、事業完了後に実績報告書によって補助金額を確定する仕組みである。

本件医療機関の精算報告書では、実績日数の減少により返還額が発生するにもかかわらず、返還額を0円としていたが、これは局が、返還額を0円と印字した精算報告書を郵送し、提出するよう指示したためである。

なお、医療機関は、後日、正しい金額の実績報告書を提出し差額を返還しているが、このような処理は東京都会計事務規則の規定を逸脱しており、適正でない。

このため、局に対し、補助金の概算払の精算を適正に行うよう求めた。

毎年度業務内容が大きく変化する建物維持管理委託契約を平成22年以来自動更新していたため、改善を求めた。【④関連】

交通局 p. 132

交通局は、東京トランスリンク開発株式会社へ貸し付けている代々木クオースタルの共用部等に係る建物維持管理業務を特命任意契約により同社に委託している。

本契約は、建物の中長期的な修繕に係る業務を含み、修繕の内容により毎年度の業務内容や業務量が大きく変化するにもかかわらず、局は、後年度の債務負担行為の設定や長期継続契約への適合を図ることもなく、平成22年の契約以来、契約を自動更新している。

また、局は、当初契約時の起案文書を紛失しており、特命理由を確認できない。このため、局に対し、適正な文書管理と、業務委託内容及び特命理由の精査を行い、適正な契約手続を行うよう求めた。

第3 補助金等交付団体別監査結果

学校法人60団体

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が補助金を交付している団体について、対象事業が補助の目的に沿って適切に行われているかを監査する。あわせて、同法第199条第1項及び第5項の規定に基づき、団体に対する局の指導・監督が適切に行われているかを監査する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

区分	監査の対象	実地監査期間	監査の範囲
団体	私立学校の経常的経費を対象とした補助金を交付している621団体のうち、学校法人60団体（詳細は表1のとおり）	令和7年9月9日から同年10月28日まで （詳細は表1のとおり）	令和5年度及び令和6年度の補助対象事業
局	生活文化局、保健医療局及び産業労働局	令和7年9月8日、同年10月29日及び30日	

【表1 監査対象学校法人及び団体別実地監査期間】

監査日	団体名（学校法人名）		
	小澤学園	パブリック基督教学園	白梅学園
令和7年9月9日	中島学園	東洋女子学園	白梅学園
令和7年9月10日	早稲田実業学校 国立学園	日本力行会	—
令和7年9月11日	桐朋学園	—	—
令和7年9月12日	桐朋学園	実践女子学園	薬木学園
令和7年9月16日	武蔵野大学	成城学園	—
令和7年9月17日	武蔵野大学	東洋大学	—
令和7年9月25日	順心広尾学園	立教女学院	—
令和7年9月29日	京華学園	玉川学園	—
令和7年9月30日	京華学園	武蔵野東学園 （吉祥寺学園）（注）	森田学園
令和7年10月1日	正則学園	麻布学園	多摩川学園
令和7年10月3日	明治学院	狛江こども学園	—
令和7年10月6日	昭和女子大学	省生学園	—
令和7年10月7日	昭和女子大学	田村学園	—
令和7年10月8日	安部学院	五高育英会	—
令和7年10月10日	東京家政学院	—	—
令和7年10月14日	共立女子学園	城西学園	—
令和7年10月15日	共立女子学園	実践学園	—

【表 1 監査対象学校法人及び団体別実施地監査期間（続き）】

監査日	団体名（学校法人名）	監照学園	—
令和7年10月17日	日黒日本大学学園	簡野学園	—
令和7年10月20日	安田学園教育会	高輪学園	—
令和7年10月21日	日本体育大学	二松学舎	日本女子大学
令和7年10月22日	日本体育大学	—	—
令和7年10月24日	錦城学園	中央大学	成城学校
令和7年10月27日	日本工業大学	開成学園	守屋育英学園
令和7年10月28日	国士館	山崎学園	足立学園

（注）括弧内は、令和7年10月20日からの名称

2 団体及び監査対象施設の概要

学校法人は、私立学校法（昭和24年法律第270号）により設立された法人であり、教育基本法（平成18年法律第120号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき、私立学校を設置し、運営している。

監査対象とした各団体が設置する補助対象学校（167校）は、表2のとおりである。

【表 2 監査対象とした学校及び定員（令和6年5月1日現在）】

（単位：校、人）

学校法人名	学校数	学校名	学校名	定員
共立女子学園	5	共立女子高等学校	共立女子第二高等学校	720
		共立女子中学校	共立女子第二中学校	480
		共立大日坂幼稚園		105
錦城学園	2	錦城学園高等学校	錦城高等学校	1,500
正則学園	1	正則学園高等学校		840
中央大学	4	中央大学附属高等学校	中央大学杉並高等学校	900
		中央大学附属高等学校（定時制）	中央大学附属中学校	350
		中央大学附属高等学校	東京家政学院中学校	600
東京家政学院	2	東京家政学院高等学校		900
二松学舎	1	二松学舎大学附属高等学校	安田学園中学校	540
安田学園教育会	2	安田学園高等学校	麻布中学校	900
麻布学園	2	麻布高等学校	高輪中学校	720
順心広尾学園	2	広尾学園高等学校	広尾中学校	600
高輪学園	2	高輪高等学校	高輪中学校	675
明治学院	3	明治学院高等学校	明治学院東村山高等学校	720
		明治学院中学校		420
成城学校	3	成城高等学校	成城中学校	840
		生達成城幼稚園		105
早稲田美業学校	3	早稲田大学系属早稲田美業学校高等部	早稲田大学系属早稲田美業学校中等部	675
		早稲田大学系属早稲田美業学校初等部		648
京華学園	5	京華高等学校	京華商業高等学校	450
		京華女子高等学校	京華中学校	720
		京華女子中学校		300
東洋女子学園	1	東洋女子高等学校		450
日本女子大学	2	日本女子大学附属豊明小学校	日本女子大学附属豊明幼稚園	252

【表 2 監査対象とした学校及び定員（続き）】

（単位：校、人）

学校法人名	学校数	学校名	学校名	定員
多摩大学	7	多摩大学日黒高等学校	多摩大学附属聖ヶ丘高等学校	360
		多摩大学附属聖ヶ丘中学校	多摩大学日黒中学校	342
		日黒幼稚園	大森双葉幼稚園	210
		三宿さくら幼稚園		175
日本工業大学	2	日本工業大学駒場高等学校	日本工業大学駒場中学校	600
日黒日本大学	4	日黒日本大学高等学校	日黒日本大学高等学校（通信制）	1,470
		日黒日本大学中学校	日黒日本大学幼稚園	320
		羽田国際高等学校	簡野学園ふく幼稚園	400
		簡野学園羽田幼児教育専門学校		160
国士館	3	国士館高等学校	国士館高等学校（定時制）	258
		国士館中学校		240
昭和女子大学	6	昭和女子大学附属昭和高等学校	昭和女子大学附属昭和中学校	756
		昭和女子大学附属昭和小学校	昭和女子大学附属昭和こども園	231
		フリアイッフェ・スクール・イェ・トワキョウ昭和	ヨークロウ・バルビェンスカ	200
成城学園	4	成城学園初等学校	成城学園中学校	720
		成城学園高等学校	成城幼稚園	120
調布学園	3	田園調布学園高等部	田園調布学園中等部	600
		調布幼稚園		200
日本体育大学	5	日本体育大学生涯高等学校	日本体育大学校華高等学校	720
		日本体育大学桜華中学校	日体幼稚園	240
		日本体育大学医療専門学校		255
國學院大学	4	國學院高等学校	國學院大学久我山高等学校	1,419
		東京都市大学付属鳳高等学校	東京都市大学等々力高等学校	900
		東京都立大学付属小学校	東京都立大学等々力中学校	600
		東京都立大学付属小学校	東京都立大学二子幼稚園	280
実践女子学園	2	実践女子学園高等学校	実践女子学園中学校	1,200
		実践女子学園高等学校	実践女子学園中学校	240
立教女学院	3	立教女学院小学校	立教女学院中学校	540
		立教女学院高等科		432
学習院	6	学習院高等科	学習院女子高等科	600
		学習院中等科	学習院女子中等科	600
		学習院外専科	学習院外幼稚園	104
城西学園	3	城西放射線技術専門学校	城西大学附属城西中学校	360
		城西放射線技術専門学校		160
豊昭学園	2	豊昭学院高等学校	昭和鉄道高等学校	705
安部学院	1	安部学院高等学校		900
駿台学園	3	駿台学園高等学校	駿台学園高等学校（定時制）	240
		駿台学園中学校		360
開成学園	2	開成高等学校	開成中学校	900
山崎学園	2	富士見高等学校	富士見中学校	840
足立学園	2	足立学園高等学校	足立学園中学校	420
守屋育英学園	1	関東第一高等学校		1,800
聖パウロ学園	2	聖パウロ学園高等学校	聖パウロ学園高等学校（通信制）	720

【表2 監査対象とした学校及び定員（続き）】

（単位：校、人）

学校法人名	学校数	学校名	定員	学校名	定員
八王子学園	4	八王子学園八王子高等学校 なかよし幼稚園	1,290 160	八王子学園八王子中学校 多摩なかよし幼稚園	360 270
守屋教育学園	2	吉祥女子高等学校 武蔵野東中学校	702 291	吉祥女子中学校 武蔵野東小学校	702 576
武蔵野東学園	5	武蔵野東第一幼稚園 武蔵野東高等専修学校	210 225	武蔵野東第二幼稚園 桐朋女子高等学校	315 1,350
桐朋学園	7	桐朋中学校 桐朋幼稚園	900 480	桐朋女子中学校 桐朋小学校	900 480
玉川学園	4	玉川学園高等部 玉川学園小学校	795 840	玉川学園中学校 玉川学園幼稚園	705 140
中島学園	1	認定こども園 きそ幼稚園	300	白梅学園清修中学校	180
白梅学園	3	白梅学園高等学校 国立学園小学校	1,020 720	白梅学園清修中学校	180
国立学園	2	国立学園小学校	210	国立学園附属千代田高等学校 千代田国際中学校（注3）	168 600
武蔵野大学	6	武蔵野大学高等学校 武蔵野大学中学校	1,200 750	武蔵野大学附属千代田高等学校 千代田国際中学校（注3）	600 300
普生学園	3	武蔵野大学附属幼稚園 東海大学普生高等学校	288 960	武蔵野大学附属有明こども園 東海大学普生高等学校中等部	180 240
菊誠学園	1	普生学園初等学校 チユリ一幼稚園	648 400		
柏江こども学園	1	柏江こども幼稚園	420		
森田学園	1	清瀬しらうめ幼稚園	280		
多摩川学園	1	幼保連携型認定こども園多摩川幼稚園	360		
東洋大学	3	東洋大学京北高等学校 東洋大学附属京北幼稚園	750 105	東洋大学京北中学校	360
日本力行会	1	認定こども園リっこう幼稚園	420		
藤井学園	1	あつぎ幼稚園	105		
義本学園	1	足立双葉幼稚園	160		
小澤学園	1	国立富士見台幼稚園	315		
パナソニック基望学園	1	常盤台めぐみ幼稚園	105		

（注1）括弧内は、令和5年度未現在の名称

（注2）令和6年7月12日廃止

（注3）括弧内は、令和7年度からの名称

3 補助金の概要

都は、私立学校の教育条件の維持や向上、私立学校在学する児童、生徒及び幼児に係る修学上の経済的負担の軽減を図るとともに、私立学校の経営の健全性を高め、もって私立学校の健全な発達に資するため、私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号）及び東京都私立学校教育助成条例（昭和53年東京都条例第10号）等に基づき、私立学校経常費補助金交付要綱（昭和53年7月3日付53総字第一98号総務局長決定）等により、学校法人に対して補助金を交付している。

(1) 経常費補助金

私立学校等への補助金額の大半を占めているのは、表3のとおり、私立学校経常費補助金であり、教職員の人件費、教育研究経費、管理経費及び設備費を補助対象としており、一般補助及び特別補助からなっている。

一般補助とは、学校割単価、学級割単価、教職員割単価、幼児（生徒）割単価の各補助単価に各学校の基礎数値（学級数、教職員数、幼児（生徒）数等）を乗じて算出した額に基づき交付するものである。

特別補助とは、特別の目的のために補助を行うものであり、個別の補助項目ごとに算出した額に基づき交付するものである。特別補助には、地域教育事業補助、授業料減免制度に基づく補助、40人学級編制推進に係る補助等がある。

(2) 私立幼稚園特別支援教育事業費補助金等

表3のとおり、私立幼稚園特別支援教育事業費補助金や産業・理科教育施設整備費補助金等の、個別の要綱に基づき交付する補助金がある。

(3) 監査対象団体に対する補助金の交付額

今回、監査対象とした学校法人60団体に対する補助金別の交付額は、表3のとおり、令和5年度が366億6,622万円、令和6年度が378億5,144万円であり、団体別の補助金交付額は、表4のとおりである。

【表 4 団体別補助金交付額（続き）】

No.	学校法人名	令和4年度			令和5年度			令和6年度		
		経常費 補助金	その他 補助金	計	経常費 補助金	その他 補助金	計	経常費 補助金	その他 補助金	計
21	国王館	459,636	157,109	616,745	454,834	142,609	597,443	457,570	150,478	608,049
22	昭和女子大学	670,489	56,820	727,310	681,521	41,339	722,861	704,430	45,361	749,791
23	成城学園	602,620	59,156	661,776	621,392	44,635	666,027	640,695	45,100	685,795
24	藤布学園	512,525	43,317	555,843	523,730	27,365	551,095	530,776	26,756	557,533
25	日本体育大学	785,572	299,942	1,085,515	788,506	271,410	1,059,915	808,212	286,707	1,094,919
26	國學院大學	1,336,103	301,140	1,637,244	1,381,622	254,238	1,635,860	1,418,462	216,383	1,634,845
27	正島育英会	1,137,185	99,697	1,236,883	1,134,205	66,027	1,200,208	1,161,304	66,745	1,228,050
28	実践女子学園	498,025	56,981	555,007	498,120	43,788	541,908	526,589	39,928	566,487
29	実践学園	591,353	149,100	740,454	590,868	150,251	741,119	613,114	141,085	754,200
30	立教女学院	447,487	32,162	479,650	446,930	18,974	465,904	457,581	21,169	478,750
31	学習院	865,464	72,329	937,793	878,215	41,757	919,972	882,801	44,557	927,358
32	城西学園	444,273	122,650	566,923	438,610	109,678	548,288	458,912	105,394	564,307
33	豊昭学園	766,063	367,882	1,133,925	768,729	317,560	1,086,289	790,435	282,495	1,072,930
34	安部学院	154,611	98,938	253,547	143,183	82,365	225,549	167,649	78,281	245,930
35	慶応学園	459,554	93,100	552,654	480,476	100,775	581,252	507,341	108,903	616,245
36	開成学園	590,294	67,876	658,170	622,336	52,370	674,706	670,486	52,671	723,157
37	山崎学園	552,183	52,467	604,651	549,084	41,066	590,151	577,938	36,333	614,271
38	足立学園	517,353	118,766	636,119	521,929	103,078	625,007	550,687	103,841	654,529
39	守屋青英学園	640,027	407,925	1,047,953	621,417	413,156	1,034,573	631,857	496,106	1,127,964
40	聖パウロ学園	131,748	60,723	192,471	131,788	60,157	191,945	136,210	59,643	195,853
41	八王子学園	651,985	218,960	870,945	655,507	204,967	860,474	671,895	211,950	883,846
42	守屋教育学園	513,725	39,860	553,586	494,455	31,002	525,457	498,039	27,642	525,682
43	武蔵野東学園	736,021	172,360	908,381	758,343	186,367	944,710	783,075	223,594	1,006,670
44	桐野学園	1,352,681	125,484	1,478,166	1,384,002	96,530	1,474,533	1,436,336	91,590	1,527,926
45	玉川学園	586,455	51,812	638,268	614,355	30,627	644,982	638,283	38,274	676,558
46	中島学園	7,056	2,940	9,996	6,272	2,620	8,892	5,488	2,439	7,927
47	白梅学園	481,235	160,489	641,725	485,878	130,934	616,812	498,004	114,259	612,263
48	国立学園	174,394	7,337	181,731	182,364	2,946	185,310	188,176	3,195	191,371
49	武蔵野大学	905,799	219,079	1,124,879	925,943	169,511	1,095,455	1,005,736	167,123	1,172,860
50	菅生学園	560,504	219,394	779,899	568,943	186,944	755,887	591,279	189,074	760,353
51	桐誠学園	67,202	808	68,010	61,338	2,760	64,118	64,739	3,521	68,260
52	荻江こども学園	65,921	4,348	70,269	65,849	5,206	71,055	68,689	3,349	74,038
53	森田学園	65,843	3,257	69,100	66,392	3,681	70,073	71,653	3,267	74,920
54	多摩川学園	11,760	3,375	15,135	10,192	4,597	14,789	15,680	3,831	19,511
55	東洋大学	465,423	113,622	579,046	471,962	88,961	560,923	477,123	94,770	571,894
56	日本力行会	1,568	1,692	3,260	7,840	1,620	9,460	12,544	2,171	14,715
57	藤井学園	1,568	1,798	3,366	1,568	1,626	3,194	—	2,150	2,150
58	東本学園	27,685	1,813	29,498	32,138	2,421	34,559	31,359	2,246	33,605
59	小澤学園	56,898	2,272	59,170	59,025	2,914	61,939	62,476	1,322	63,798
60	パソナスト基望学園	24,254	2,827	27,081	22,781	3,614	26,395	29,823	2,367	32,190

(単位：千円)

第3 監査の結果

1 補助対象事業の執行に関する事項

各団体に交付された経常費補助金のうち、一般補助について、主に、補助金算定の基礎となる学級数、教職員数、幼児（生徒）数等が正確か、特別補助について、補助対象となる事業の実施状況などに着眼して、根拠書類を抽出により確認するなどして監査を行った。

また、その他の補助対象事業について、主に、補助金額が適正か、その目的に沿って適切に行われているかなどに着眼して、総勘定元帳、伝票、証ひょう等の内容を抽出により確認するなどして監査を行った。

その結果、別項のとおり指摘事項が認められた。

2 指摘事項

(1) 局及び団体

ア 国際化推進補助に係る補助金を返還すべきもの

生活文化局は、私立学校経常費補助金交付要綱（昭和53年7月3日付53総学一第198号総務局長決定）に基づき、国際化推進補助を行っており、この中で、外国人教員を採用した学校法人に対し、教員1人当たり30万円の補助金を交付している。

そこで、学校法人城西学園が設置している城西大学附属城西中学校における外国人教員の採用について「私立学校教育助成金調査表（A表・B表）」を見たところ、令和5年度において補助対象とした外国人教員のうちの1名が、令和5年5月1日現在、育児休業により授業を担当しておらず、法人は、「令和5年度私立学校教育助成金調査表（A表・B表）記入の手引き」に従って補助対象除外者の調査表に記載しているにもかかわらず、誤って補助対象に算入しており、適正でない。

この結果、補助金30万円が過大に交付されている。

法人は、再発防止策を講じるとともに、過大に交付された補助金を返還されたい。

局は、補助金の交付に係る審査を適正に行うとともに、法人に対し、補助金の返還を求められたい。

(学校法人城西学園)

(生活文化局)

(2) 局

ア 報告書の提出を促すことなどにより補助金に係る仕入控除税額の有無を確認すべきもの

消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）は、消費税法（昭和63年法律第108号）等に基づき、課税事業者が課税対象となる取引をした場合に納税義務が生じるが、生産、流通、販売といった取引の各段階で課税の累積を排除するため、課税売上げに対する消費税等額から課税仕入れに係る消費税等額を控除した額（以下「仕入控除税額」という。）を納税する

仕組みとなっている。

事業者に対して交付された補助金は、消費税の課税の対象とならず、消費税等の課税事業者である補助事業者が補助金を原資として補助対象物を購入し、確定申告で消費税等を仕入税額控除した場合には、補助事業者は負担していない消費税等に係る補助金を得ることとなる。このため、補助事業において、補助事業者が補助対象経費中の消費税等について仕入税額控除を行う可能性を踏まえ、補助事業完了後、確定申告により仕入税額控除が確定した場合には、全ての補助事業者に仕入税額控除報告書を提出させ、その分の補助金の返還を求める必要がある。

そこで、仕入税額控除報告書の提出状況を見たところ、表5のとおり、複数の補助事業者において提出されていなかった。

仕入税額控除報告書が未提出の場合、仕入税額控除が生じていないとは断定できず、補助金の返還の有無を確認できない。

しかしながら、局は、仕入税額控除報告書の未提出について対処しておらず、適切でない。局は、報告書の提出を促すことなどにより補助金に係る仕入税額控除の有無を確認されたい。

(生活文化局)

【表5 仕入税額控除報告書が未提出の補助事業者】

補助金名	仕入税額控除報告書が未提出の補助事業者	備考
私立幼稚園等環境整備費補助金	A、B、C、D、E、F、G	
幼児教育の質の向上のためのICT化支援事業補助金	H	
私立幼稚園預かり保育推進補助金	A、B、F、H、I	令和6年度分から当該報告書の提出が規定された。

社会福祉法人等(子供分野)

第1 監査の目的

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項に基づき、都が補助金を交付している団体について、対象事業が補助等の目的に沿って適切に行われているかを監査する。あわせて、同法第199条第1項及び第5項の規定に基づき、団体に対する局の指導・監督が適切に行われているかを監査する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

区分	監査の対象	実地監査期間	監査の範囲
団体	都が以下の補助金を交付した団体のうち、社会福祉法人あすなろ福祉会など25団体41施設 (詳細は表1及び表2のとおり) ○ 東京都保育サービス推進事業補助金(令和5年度:635団体,1,299施設に交付)	令和7年9月9日から同年10月10日まで (詳細は表1のとおり)	令和5年度及び令和6年度の補助対象事業
局	福祉局	令和7年9月8日及び同年10月14日	

【表1 監査対象団体及び団体別実地監査期間】

監査日	社会福祉法人	団体名
9月9日	社会福祉法人つばさ福祉会	—
9月10日	社会福祉法人誠高会	—
9月11日	社会福祉法人栄光会	—
9月16日	社会福祉法人島田福祉会	—
9月17日	社会福祉法人三共会	—
9月18日	社会福祉法人つばみ会	社会福祉法人聖教主福祉会
9月19日	湖江保育園	社会福祉法人みづばち会
9月22日	社会福祉法人敬愛健伸会	女塚保育園
9月26日	社会福祉法人あすなろ福祉会	社会福祉法人上宮会
9月29日	社会福祉法人稲城福祉会	社会福祉法人まわれ愛徳会
9月30日	社会福祉法人聖華	社会福祉法人種の会
10月2日	社会福祉法人のゆり会	社会福祉法人東京山手マリヤ会
10月7日	社会福祉法人たかね福祉会	社会福祉法人えどがわ
10月8日	社会福祉法人森友会	社会福祉法人和光会
10月9日	社会福祉法人森友会	社会福祉法人大泉きくみ会
10月10日	社会福祉法人新年会	—

2 団体の概要

社会福祉法人あすなろ福祉会など25団体は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める保育所を設置し、東京都保育サービス推進事業補助金等の交付を受ける団体である。監査対象とした各団体における補助対象施設のうち、監査対象とした施設（4.1施設）は、表2のとおりである。

監査に当たり、東京都保育サービス推進事業補助金交付団体（令和5年度6.3.5団体1、2.9.9施設）のうち、過去5年以上監査未実施の団体25団体41施設を選定した。

【表2 監査対象とした施設】

(単位：人)

団体名	施設名	所在地	施設の規模	
			現員	定員
社会福祉法人あすなろ福祉会	あいあい保育園	板橋区仲宿	68	68
	あすなろ保育園		83	90
社会福祉法人稲城福祉会	向陽台保育園	稲城市向陽台	129	150
	清瀬上宮保育園	清瀬市竹丘	112	117
社会福祉法人上宮会	広尾上宮保育園	渋谷区広尾	84	100
	栄光たまだいら保育園	日野市多摩平	122	122
社会福祉法人栄光会	栄光平山台保育園	日野市平山	56	63
	宇喜田おひさま保育園	江戸川区北葛西	95	115
社会福祉法人えどがわ	北葛西おひさま保育園	練馬区東大泉	123	144
	くりのみ保育園	大田区西蒲田	54	60
社会福祉法人大泉きくみ会	女塚保育園	大田区西蒲田	68	70
	馬事公苑ひかり保育園	世田谷区上用賀	116	120
社会福祉法人敬愛健伸会	目白ひかり保育園	豊島区目白	52	60
	たつの子保育園		29	30
社会福祉法人三共会	第二たつの子保育園	板橋区常盤台	75	80
	北瀬町保育園		103	113
社会福祉法人島田福祉会	北瀬町第二保育園	大田区北瀬町	59	60
	島田保育園	大田区大森北	102	107
	ひかりの子保育園	町田市木曽西	119	129
社会福祉法人新生会	もみの木保育園	町田市小山ヶ丘	97	100
	あかねの森保育園	練馬区光が丘	110	110
	えがおの森保育園	国分寺市東恋ヶ窪	100	100
社会福祉法人森友会	きらめきの森保育園	立川市上砂町	76	80
	こもれびの森保育園	国分寺市光町	77	80
	ほほえみの森保育園	立川市錦町	39	40
社会福祉法人聖華	町屋保育園	荒川区町屋	147	150
社会福祉法人聖救主福祉会	まこと保育園	江東区冬木	98	99
社会福祉法人誠高会	豊洲枝川さくらんぼ保育園	江東区枝川	91	100
	たかね保育園		145	159
社会福祉法人たかね福祉会	たかね第二保育園	町田市山崎町	129	131
社会福祉法人藤の会	世田谷はつと保育園	世田谷区下馬	153	153

3 補助金の概要

団体名	施設名	所在地	施設の規模	
			現員	定員
社会福祉法人つばさ福祉会	たまがわ みんなの家	世田谷区玉川	111	110
	南馬込第二保育園	大田区南馬込	111	120
社会福祉法人つばさみ会	Life SCHOOL 桐ヶ丘こどものもり	北区桐ヶ丘	93	121
社会福祉法人東京山手ファミリー会	山手保育園	府中市白糸台	70	70
社会福祉法人のゆり会	たかさご保育園	葛飾区高砂	99	100
社会福祉法人まあれ愛恵会	葛飾高砂たいよう保育園	葛飾区高砂	31	37
社会福祉法人みつばち会	みつばち保育園	港区白金	61	60
社会福祉法人和光会	喜多見野の花保育園	世田谷区喜多見	28	30

(注)上記数字は令和7年3月31日現在

3 補助金の概要

(1) 東京都保育サービス推進事業補助金
都は、東京都保育サービス推進事業補助金交付要綱（令和7年4月30日最終改正）に基づき、地域の実情に応じた保育所の取組を推進するため、費用の一部を予算の範囲内で補助することにより、保育サービスの質の向上を図ることを目的として、対象の保育施設を設置する社会福祉法人等に対し補助金を交付している。交付の対象となる経費は施設の運営費である。

(2) 東京都保育士等キャリアアップ補助金等

表3のとおり、東京都保育士等キャリアアップ補助金等の個別の要綱に基づき、補助金を交付している。

(3) 監査対象団体に対する補助金の交付額

今回、監査対象とした社会福祉法人等25団体に対する補助金別の交付額は、表3のとおり、令和5年度が7億2,716万円、令和6年度が7億3,887万円であり、団体別の補助金交付額は、表4のとおりである。

【表3 監査対象団体に対する補助金別の交付額】

補助事業名及び補助の概要		令和4年度	令和5年度	令和6年度
東京都保育サービス推進事業補助金		282,478	323,277	325,828
東京都保育サービス推進事業補助金等		405,331	403,887	413,048
1	東京都保育サービス推進事業補助金 から、やりがいを持って働けるよう、保育士等のキャリアアップに向けた取組に要する経費を補助	405,331	403,887	409,402
2	民間社会福祉施設利用者充実に必要となる整備費用の補助	—	—	1,749
3	東京都認可保育所居外遊戯場の芝生化等に必要となる整備工事等に要する経費を補助	—	—	1,297
4	社会福祉施設等への非常用電源等の整備の購入に要する経費を補助	—	—	600
合計		687,809	727,164	738,876

（注1）交付額は監査対象局から提出された補助金の額である。
（注2）令和4年度交付額は参考値である。

【表4 団体別補助金交付額】

No.	団体名 施設名	令和4年度		令和5年度		令和6年度		
		東京都保 育サービ ス推進事 業補助金 等	計	東京都保 育サービ ス推進事 業補助金 等	計	東京都保 育サービ ス推進事 業補助金 等	計	
1	あすなろ福祉会	17,469	37,065	22,065	40,944	21,612	20,031	41,643
	あいなる保育園	7,428	8,866	6,466	9,133	15,599	7,428	17,086
	あすなろ保育園	10,041	10,730	15,599	9,746	25,345	14,184	10,373
2	稲城福祉会	12,330	13,374	15,522	12,789	28,311	15,374	24,557
	向陽台保育園	12,330	13,374	15,522	12,789	28,311	15,374	24,557
	上登会	19,900	22,608	42,506	19,619	22,202	41,821	19,088
3	清瀬上宮保育園	14,049	11,288	25,337	12,906	11,258	24,164	13,255
	広尾上宮保育園	5,851	11,318	17,169	6,713	10,944	17,657	8,833
4	栄光会	9,742	16,128	25,870	12,421	16,410	28,831	11,469
	栄光山台保育園	6,713	8,774	15,487	5,440	9,041	16,021	8,145
	栄光山台保育園	3,029	7,354	10,383	6,981	7,389	12,810	3,324
5	エドがわ	9,415	20,330	29,745	12,771	19,796	32,567	13,179
	宇野田ほむま保育園	4,671	9,257	13,928	5,755	9,130	14,885	5,959
	北園ほむま保育園	4,744	11,073	15,817	7,016	10,666	17,682	7,220
6	大塚さくらみ会	3,272	6,038	9,310	3,912	5,744	9,656	3,747
	くりのみ保育園	3,272	6,038	9,310	3,912	5,744	9,656	3,747
7	女優保育園	4,074	7,477	11,551	6,855	11,277	9,656	6,315
	敬愛健康会	8,736	18,658	27,394	6,692	13,883	31,448	14,051
8	馬車公苑のかり保育園	6,096	11,175	17,271	9,750	11,121	20,871	8,766
	目白ひかり保育園	2,640	7,483	10,123	2,815	7,762	10,577	5,285

（単位：千円）

【表5 監査対象局から提出された補助金の額である。】

No.	団体名 施設名	令和4年度		令和5年度		令和6年度		
		東京都保 育サービ ス推進事 業補助金 等	計	東京都保 育サービ ス推進事 業補助金 等	計	東京都保 育サービ ス推進事 業補助金 等	計	
9	三共会	9,532	12,190	21,722	7,831	12,814	20,645	9,595
	第二の子保育園	3,439	5,961	9,400	2,055	6,618	6,153	6,337
	第一の子保育園	6,093	6,229	12,322	5,776	6,196	11,972	6,180
10	島田福祉会	24,746	29,739	54,485	25,045	28,963	54,008	26,018
	北嶺町保育園	10,702	11,897	22,589	11,881	11,102	22,983	11,993
	北嶺町第二保育園	3,663	6,755	10,418	4,529	6,567	11,202	7,034
	島田保育園	10,381	11,087	21,468	8,635	11,294	19,823	9,319
11	新生会	17,218	22,005	39,223	19,342	22,233	41,575	21,998
	ひかりの子保育園	13,664	12,931	26,595	12,478	16,326	15,650	13,012
	もみの木保育園	3,554	9,074	12,628	5,016	9,755	14,771	6,348
12	森友会	22,290	50,951	73,241	25,764	52,249	78,013	23,759
	あかねの森保育園	3,817	11,032	14,849	4,224	11,048	15,272	3,560
	えがねの森保育園	5,419	10,780	16,199	6,114	10,814	16,928	6,084
	きらめきの森保育園	3,606	9,514	13,120	4,543	9,311	13,854	3,957
	こもれびの森保育園	4,052	9,197	13,249	3,663	9,657	13,320	2,248
	じゅわな森保育園	974	4,009	4,983	1,706	4,963	6,699	2,475
	ほほえみの森保育園	4,422	6,419	10,841	5,514	6,456	11,970	5,435
13	聖華	10,828	13,760	24,588	13,734	13,929	27,663	13,210
	町屋保育園	10,828	13,760	24,588	13,734	13,929	27,663	13,210
14	聖教福祉会	13,147	11,482	24,629	14,765	11,309	26,074	11,899
	まごこ保育園	2,030	7,925	9,955	3,242	9,100	12,342	3,387
15	蔵前会	2,030	7,925	9,955	3,242	9,100	12,342	3,387
	豊洲桜川さくらんぼ保育園	2,030	7,925	9,955	3,242	9,100	12,342	3,387
16	たかね福祉会	23,825	28,991	52,816	26,671	28,897	55,568	26,363
	たかね第二保育園	11,093	13,873	24,966	10,663	13,608	24,271	11,626
	種の会	11,157	14,151	25,308	11,470	14,243	25,713	12,122
17	世田谷はつと保育園	16,620	24,733	41,353	19,794	24,767	44,561	18,040
	たまがわみんなの家	8,522	11,162	19,684	9,902	11,256	21,158	10,989
	南島第二保育園	8,098	13,571	21,669	9,892	13,511	23,403	7,051
18	つばみ会	4,578	10,301	14,879	4,467	9,855	14,322	7,210
	Fire school 毎ヶ丘こども園	4,578	10,301	14,879	4,467	9,855	14,322	7,210
19	東京山手そらりや会	11,369	14,425	25,794	14,202	13,192	27,394	11,405
	山手保育園	10,276	11,772	22,048	13,133	12,039	25,172	15,572
20	のゆり会	4,229	3,577	7,806	4,319	4,268	8,587	4,627
21	たかさご保育園	5,353	8,553	13,906	6,618	8,394	15,012	7,384
22	まあれ愛恵会	8,553	13,906	6,618	8,394	15,012	7,384	8,358
23	あかねの森保育園	4,166	6,992	11,158	4,008	5,947	9,955	4,816
24	みつばち会	4,166	6,992	11,158	4,008	5,947	9,955	4,816
25	喜多見野の花保育園	6,176	9,577	15,753	6,305	9,400	15,705	6,629
	合計	282,478	405,331	687,809	323,277	403,887	727,164	325,828

（注1）交付額は監査対象局から提出された補助金の額である。
（注2）令和4年度交付額は参考値である。

第3 監査の結果

1 補助対象事業の執行に関する事項

東京都保育サービス推進事業補助金等に関し、表2の監査対象施設の補助対象事業について、主に、各補助金の補助項目について交付要件を理解し、その目的に沿って適切に補助事業を実施しているか、補助金額を各補助金交付要綱に沿って適正に算定し実績報告書を作成しているか、補助金の根拠資料は、各補助金交付要綱に沿って適正に作成・徴取・保管されているかなどに着眼して、証ひょう等の内容を抽出により確認するなどして監査を行った。
その結果、別項のとおり指摘事項が認められた。

2 指摘事項

(1) 局及び団体

ア 補助金を返還すべきもの（東京都保育サービス推進事業補助金）

局は、社会福祉法人等（以下「法人」という。）に対して、東京都保育サービス推進事業補助金を交付している。

補助金の交付状況について見たところ、表5のとおり、21法人が運営する27施設で不適正な事例が認められた（過大交付額合計1,249万円）。本監査においては、各施設が、申請する補助項目の要件について、区市の補助制度の要件と認識していたことなどに基づく誤りが多数発生していることが確認された。

法人は、再発防止策を講じるとともに、過大に交付された補助金を返還されたい。

局は、補助金交付額の確定に当たり実績報告に対する審査を適切に行うとともに、法人に対して補助金の返還を求められたい。

- (社会福祉法人あすなる福祉会)
- (社会福祉法人栄光会)
- (社会福祉法人大泉きくみ会)
- (女塚保育園)
- (社会福祉法人敬愛健仲会)
- (社会福祉法人三共会)
- (社会福祉法人島田福祉会)
- (社会福祉法人新生会)
- (社会福祉法人藤友会)
- (社会福祉法人聖華)
- (社会福祉法人聖教主福祉会)
- (社会福祉法人誠高会)
- (社会福祉法人たかね福祉会)

- (社会福祉法人つばき福祉会)
- (社会福祉法人つばみ会)
- (社会福祉法人東京山手ファミリーヤ会)
- (社会福祉法人のゆり会)
- (湘江保育園)
- (社会福祉法人まあれ愛恵会)
- (社会福祉法人みづばち会)
- (社会福祉法人和光会)
- (福祉局)

【表5 令和5年度分過大交付額 (東京都保育サービズ推進事業補助金)】

(単位：件、千円)

団体名	施設名	特別保育事業等推進加算										地域子育て支援拠点施設	補助金交付確定額		過大交付額				
		緊急保育事業(緊急児童)	延長保育事業(2・3時間)	休日保育	一時預かり事業(定期利用保育)	障害児保育(特選対象)	障害児保育(その他知的)	障害児保育(その他身体)	アトピー児対応	育児困難家庭への支援	外国人児童受入れ		出産を迎える親の体験学習	誤		正			
あすなろ福祉会	あいあい保育園	○															6,466	5,674	792
	あすなろ保育園																15,589	15,582	17
																	22,065	21,256	809
																	6,980	6,881	99
栄光会	栄光たまぐら保育園																3,912	3,656	256
大泉きくみ会	くりのみ保育園																3,692	2,692	1,000
女塚保育園	女塚保育園																9,750	9,733	17
敬愛健伸会	馬事公苑ひかり保育園																2,055	1,992	63
	たつの子保育園																5,776	5,408	368
	第二たつの子保育園																7,831	7,400	431
三共会																	11,881	11,425	456
	北嶺町保育園																4,635	4,371	264
	北嶺町第二保育園																16,516	15,796	720
																	14,326	14,060	266
新生会	ひかりの子保育園																5,016	4,644	372
	もみの木保育園																19,342	18,704	638
																	6,114	6,079	35
	えがのおの森保育園																4,543	4,372	171
	きらめきの森保育園																10,657	10,451	206
																	13,734	13,097	637
																	3,242	2,761	481
																	10,663	10,575	88
																	9,902	6,903	2,999
																	9,892	8,031	1,861
																	19,794	14,934	4,860
																	4,467	4,393	74
																	14,202	14,101	101
																	13,133	12,341	792
																	4,319	4,037	282
																	6,618	6,590	28
																	4,008	3,876	132
																	6,305	6,152	153
																	215,995	203,505	12,490

4 補助金を返還すべきもの(東京都保育士等キャリアアップ補助金)局は、法人に対して、東京都保育士等キャリアアップ補助金を交付している。補助金の交付状況について見たところ、表6のとおり、1法人が運営する1施設において、補助対象となる児童数の算定を誤った事例が認められた(過大交付額1万3,000円)。法人は、再発防止策を講じるとともに、過大に交付された補助金を返還されたい。局は、補助金交付額の確定に当たり実績報告に対する審査を適切に行うとともに、法人に対して補助金の返還を求められたい。

(社会福祉法人新生会)
(福祉局)

【表6 令和5年度分過大交付額 (東京都保育士等キャリアアップ補助金)】

(単位：千円)

団体名	施設名	補助基準額の算定	補助金交付確定額		過大交付額
			誤	正	
新生会	もみの木保育園	年齢区分	9,755	9,742	13